

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 表彰規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉施設、社会福祉協議会、団体等の役職員で、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会、団体及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著なものに対し、本会会長がこれを表彰し、または感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

第 2 章 表 彰

(表彰の対象)

第2条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員でその功績顕著な者
- (2) 社会福祉法人・社会福祉施設の役職員でその功績顕著な者
- (3) 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員でその功績顕著な者
- (4) 社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会、民間社会福祉団体等

2 前項の規定にかかわらず、過去に本会会長以上の表彰を受けたものは、表彰の対象から除くものとする。

(表彰の資格)

第3条 表彰に該当するものの資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
 - ア 民生委員・児童委員の現職であって、その功績が顕著であると認められる者
 - イ 民生委員・児童委員としての在職期間が 15 年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除いた在職期間を通算するものとする。以下同様とする。）であること
 - ウ 過去に、市町村長または市町村社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること
- (2) 社会福祉法人・社会福祉施設の役職員
 - ア 社会福祉法人の役職員並びに社会福祉法人以外の法人等が経営する社会福祉施設の職員の現職であって、その功績が顕著であると認められる者

イ 社会福祉法人の理事、監事及び評議員としての在職期間が、15 年以上、社会福祉法人・社会福祉施設の職員は 20 年以上であること

ウ 過去に、市町村長または市町村社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること

(3) 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員

ア 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員の現職であって、その功績が顕著であると認められる者

イ 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が、理事、監事及び評議員（評議員の場合は議決機関となっているものに限る。）は 15 年以上、職員は 20 年以上であること

ウ 過去に、市町村長、市町村社会福祉協議会会長または県段階の社会福祉団体等の長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること

(4) 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等

ア 市町村及び地区社会福祉協議会、民間社会福祉団体等で、その活動が優秀で他の範とするに足りると認められるものであること

イ 過去に、市町村長、市町村社会福祉協議会会長または県段階の社会福祉団体等の長から、功績顕著の故をもって表彰された団体等であること

(表彰の方法)

第4条 この規程による表彰は、岡山県総合社会福祉大会において毎年行うものとする。

ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

2 表彰は、本会会長名の表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(被表彰者の数)

第5条 被表彰者数については、本会会長が別に定める。

第 3 章 感謝

(感謝の対象)

第6条 本会会長が感謝の意を表するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

(1) 社会福祉の各般にわたり、全県的、全国的な視野にたって積極的に協力援助し、その功績が顕著な個人及び団体並びに企業

(2) ボランティア・NPO として社会福祉の発展のために積極的に活動し、その功績が顕著な個人及び団体

- (3) 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著な個人及び団体並びに企業
- (4) その他本会会長が特に必要と認めるもの

2 前項(1)並びに(2)に規定するものについては、過去に、市町村長、市町村社会福祉協議会長または県段階の社会福祉団体等の長から、功績顕著の故をもって表彰または感謝を受けた個人及び団体並びに企業であること

(感謝の方法)

第7条 感謝は、本会会長名の感謝状を贈呈してこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号及び第2号に定める感謝に該当するものについては、毎年岡山県総合社会福祉大会の開催に合わせ、推薦母体を通じて伝達の方法により行うことができる。

第 4 章 推 薦

(候補者の推薦)

第8条 各市町村社会福祉協議会会长は、この規程に定める表彰及び感謝に該当するものを候補者として、本会会長に推薦することができる。

2 県段階の民間社会福祉団体等の長は、第2条第1項第3号及び第4号に定める表彰並びに感謝に該当するものを候補者として、本会会長に推薦することができる。

3 本会会長は、前項の規定にかかわらず、表彰及び感謝の候補者を推薦することができる。

(推薦書様式)

第9条 推薦書の様式は、別に定める。

第 5 章 表彰審査会議

(設置目的)

第10条 表彰及び感謝該当者の審査を行うために、表彰審査会議を設置する。

(組 織)

第11条 表彰審査会議は、本会会長及び副会長により構成する。

(会 議)

第12条 表彰審査会議は、本会会長が招集し、その議長となる。

第 6 章 雜 則

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。